平成２４年（フ）第５８号
奈良県橿原市上飛騨町153番地の６日高山団地Ｎ－４号、申立時の住所奈良県橿原市常盤町198番地の10
破産者　石井　國広
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1228番地の３
破産者　政時　政勝
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２９号
宮城県登米市中田町石森字加賀野１丁目18番地３　トネハウスＤ号棟
破産者　渡部　美香
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第１０１号
茨城県神栖市知手5128番地７ローズガーデン６号
破産者　長島　一男
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第４９５号
埼玉県行田市大字白川戸702番地１
破産者　小澤　誠邦
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４９６号
埼玉県行田市大字白川戸702番地１
破産者　小澤　**藤**枝
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２０７号
横浜市泉区上飯田町980番地の１　コーポふらのＡ棟101
破産者　工藤　善之
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６号
福井県今立郡池田町東俣第17号５番地
破産者　冨田　優治
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
福井市上北野２丁目10番45号　西川アパート、旧住所福井市城東４丁目18番19号
破産者　田中クラッシャー工業こと　田中　昭一
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８３号
福井県吉田郡永平寺町山王第21号23番地１
破産者　ニューつるやこと　鶴田　光雄
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９６号
静岡市清水区宮加三571番地
破産者　鎌形　京子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４号
京都府船井郡京丹波町中台轟キ16番地19
破産者　八田　正司
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１１２１号
神戸市中央区生田町２丁目１番10号　新神戸都マンション602号、従前の住所神戸市中央区宮本通５丁目２番１号
破産者　白石武子こと　韓　　武子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３８号
広島市安佐南区祇園６丁目８番10―307号　グリーンヒルズ祇園
破産者　片岡　静雄
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２１号
広島市中区鶴見町８番10―201号
破産者　平川富美子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１号
熊本県玉名郡南関町大字関町1477番地９
破産者　奥薗　浩治
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第２４７号
鹿児島県鹿児島市易居町８番18号
破産者　大迫　清吉
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目４番９号　メゾンルミエールＲ202号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市上竜尾町32番22号
破産者　喜岡　　康
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目４番９号　メゾンルミエールＲ202号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市上竜尾町32番22号
破産者　喜岡　澄子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係